

## 国保コーナー

入学・卒業・就職の季節です。次のような場合には、国保の窓口へ届出をして下さい。お問い合わせは、健康福祉課国保係までお願いします。

情報 31 5130 NTT 54 2781

### こんなときは14日以内に届出をしましょう

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	職場を退職したとき	印鑑、離職票または資格喪失証明書
	健康保険等の被扶養者からはずれたとき	印鑑、扶養除外証明書
	他の市町村から転入したとき	印鑑、(同世帯で国保保険証を所持している場合は、国保の保険証持参)
	子供が生まれたとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、外国人登録証明書
国保を脱退するとき	職場の健康保険等に加入したとき	印鑑、国保と健保の両方の保険証
	健康保険等の被扶養者になったとき	
	他の市町村に転出するとき	印鑑、国保の保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、国保の保険証、保護開始決定通知書
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国保の保険証、外国人登録証明書
その他の届出	退職者医療制度の対象となったとき	印鑑、国保の保険証、年金証書
	町内で住所が変わったとき	印鑑、国保の保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯合併・世帯分離したとき	
	長期の旅行等でもう1枚保険証が必要になったとき	印鑑、国保の保険証
	修学のため別の保険証が必要なとき	印鑑、国保の保険証、在学証明書
国保の保険証を紛失したり、使えなくなったとき	印鑑、(使えなくなった保険証)	

## 動物の愛護にご協力を!

1. 飼えなくなった犬の引き取りについて次のとおり4月から変更となります。

変更前：保健所による巡回引取(毎月第2水曜日)

変更後：保健所へ引き取りの予約を行った後、直接持ち込む

予約連絡先：雲南保健所衛生指導グループ TEL 0854 - 42 - 9667

2. 飼い主の方へ

飼い主のルールとして、迷い犬や飼い猫による隣家や隣人への迷惑を防止するために、犬には丈夫な鎖などでつなぎ、首輪に鑑札・注射済票をとりつけて所有者が分かるようにし、猫は屋外に出ないようにしましょう。万が一、飼い犬や猫が人に危害を加えた場合には、病院へ診察をしていただくとともに、速やかに保健所へ届け出る必要があります。

また、「狂犬病」は、一度かかると必ず死に至る恐ろしい病気ですので、年に一度の狂犬病予防注射は必ず受けて下さい。

犬や猫も人間と同じ生き物です。飼い始めたら、責任と愛情をもって終生飼いましょう。野良犬や野良猫といった不幸な動物を増やさないためにも、良識のある飼い主となるよう、努めましょう。

問合せ先：町民課環境衛生係

## 裁判員制度についてみなさんの御協力を

平成16年5月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月までに裁判員制度が実施される予定です。

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度であり、国民のみなさんの積極的な協力なくしては成り立ち得ない制度です。

### 裁判員制度 Q & A

Q1 裁判員制度ではどんな事件の裁判をするのですか。

A 死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に関する事件や 法定合議事件(法律上合議体で裁判することが必要とされている事件)であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に関するものです。

例：殺人罪、強盗致死傷罪、傷害致死罪、現住建造物等放火罪など

Q2 裁判員になったら、どんなことをするのですか。

A 主として、次のような仕事をするようになります。

公判に立ち会う。

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷(公判といいます。)に立ち会い、判決まで関与することになります。

評議、評決を行う。

証拠をすべて調べたら、今度は、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論(評議)決定する(評決)ことになります。

判決宣告に立ち会う。

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。

裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

Q3 裁判員はどのようにして選ばれるのですか。

A 年1回、20歳以上の国民のみなさんの中から、くじで裁判員候補者が選ばれます(候補者には通知が来ます。)裁判員は、この候補者の中から、事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれることになります。

Q4 裁判員になることは辞退できないのですか。

A 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、基本的には辞退はできないことになっています。ただ、学生や70歳以上の方は辞退できますし、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も、辞退することができます。

Q5 仕事が忙しいのですが、辞退できないのですか。

A 単に仕事が忙しいというだけの理由では、辞退はできないことになっています(とても重要な仕事があり、本人自身が処理しなければ、著しい損害が生じると裁判所が認めた場合のみ、辞退が認められます。)

Q6 裁判員になったら、何日くらい裁判所に行かなければならないのですか。

A 事件によります。多くの裁判は、数日間で終わることが見込まれていますが、事件によっては、もう少し時間のかかるものもあります。

Q7 裁判員になって何日も仕事を休んだために、会社を解雇されたりしませんか。

A 法律により、裁判員の仕事に必要な時間は、職務を離れることが認められています。裁判員として裁判に参加するため仕事を休んだ場合、これを理由として、解雇その他不利益な扱いをすることは法律上禁止されています。

詳しくは、裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp>)に掲載していますのでご覧ください。